THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
2月1日
第217号（2024年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

マスコミが報道しない真実④
労働組合活動、労働三権への理解不足を指摘

2018年以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）に対して加えられている大弾圧。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権は憲法28条で保障され、刑法免責も規定されている。法で認められている労働組合活動がなぜ犯罪とされるのか。前執行委員長の武建一氏は一審、二審で下された不当判決に対して控訴、上告を行ない闘う決意を示している。その最高裁への「上告趣意書」を数回に分けて掲載する。今回は連載第4回目。

上告趣意書　2023年8月10日

【前号からの続き】

しかし、原判決の判断は、上記最高裁判例や高裁判例の趣旨を正当に理解したものではない。

まず、上記①（『提言』216号参照）ないし③の各事情は、原判決においては、法秩序全体の見地からの視点で検討しておらず、単に一企業のことしか考えていない。しかも、上記①及び③は、相当な理由があるだけでは足りずに、完全な立証（自然科学的証明）を求めようとするものであり、それはそもそも労働組合の労働環境の整備や環境保全に対する運動を根本から否定しようとするものである。さらに、④については、団結を示すことにより圧力をかけることこそ労働運動の基本であることを忘却し（団結自体が企業にとっては圧力である。）、労働者の状況を理解した企業の契約獲得が法秩序全体の見地からすれば、労働者の労働条件の改善を図ることにつながることを無視し、労働運動が組織的、計画的になされることを無視してこれを行為の悪質性と評価し、さらに、労働現場における不注意が大事故につながるという確立した経験則を無視し、労働運動と企業の衝突は避けられないなか企業として甘受すべき行為を業務上の支障と評価し、表現の自由に保障されたビラ頒布（はんぷ）行為を付け加えて、これを違法に制限するものである。上記判例に違反した判断であることは明白である。憲法28条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障するとしている。団体行動をする権利とは、労働者の団体が労働条件の実現を図るために団体行動を行う権利である。原判決において恐喝行為とされた別表記載の各行為は、勤労者の労働条件を改善するための団体行動する権利に基づく行為である。これが、本件事案における行為のなされた場面である。

原判決は、上記①及び③において、アウト社の存在と労働条件の悪化について自然科学的証明がなければ、社会的相当性を認めない旨説示するのと同じである。しかし、それは、社会的相当性を肯定するにあたり、加重な負担を労働組合に強いるものであり、憲法28条の保障した労働基本権を無意味にする。

上記①及び③は、社会通念では論理的関係にあるのであるから、その論理的評価に基づいた労働運動を不当なものとして排斥（はいせき）するまでの理由とはならない。

また、原判決は、上記②において、中小企業等協同組合法に基づく協同組合に所属しない企業の企業活動の自由を強調する。しかし、中小企業等協同組合法は、独占禁止法を排除し、カルテルを認める必要性を肯定するものであるから、カルテルを形成するための運動を当然に合法なものとして含意（がんい）している。そして、労働運動とは、企業側にとっては、企業の自由な活動を制限するという意味ではすべからく企業活動の妨害なのであるから、協同組合を構成する企業を支持する産業別労働組合においては、カルテルを形成すべく労働運動をなすことは、アウト社にとっての企業活動の妨害であることは当然である。社会的相当性の判断にとっての問題は、その妨害の程度なのであり、妨害することそれ自体をもって正当化する理由にならないとするのは不当な論理である。

そこで、妨害の程度を検討することが必要となる。

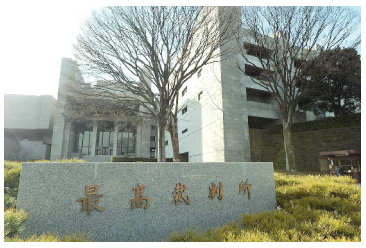
別表記載の行為のうち工事現場における行為は、コンプライアンス啓蒙活動と呼称（「コンプラ活動」と略称）されるものである。これらのコンプラ活動は、いわゆる星山事件決定（大阪地裁平成26年11月28日決定、大阪高裁平成27年5月14日決定）において適法性を認められたものである。アウト社の存在と労働条件の悪化は、論理的なものである。原判決が求めるような自然科学的証明まで求めるのは、憲法28条の保障を無意味にする。そして、本件で展開されたコンプラ活動は、その回数や人数や行為態様においても、星山事件におけるそれとは比較にならぬほど穏当なものであり、行為の態様として社会的相当性を逸脱するものではない。そして、違法性の意識の問題ではないとしても、被告人らには、上記裁判所決定に基づいて合法なものと確信して運動をしているのであり、ユーザーユニオン事件（『提言』216号参照）における相当な理由が認められる。

そのコンプラ活動の目的や動機は、労働条件の改善と環境保全にある。それは、ユーザーユニオン事件控訴審判決において、「ユーザーユニオンの財政的基礎を確立しようとしたことと同じであり、生コン供給契約の獲得は、労働条件の改善に必要不可欠な経済基盤の確保である。それは、憲法28条に基づき合法なものとして評価されるべき目的であり、動機である。

さらに、本件のアウト社であるダイセイにおいては労働組合がないため、当該企業内において労働組合が主体性をもって争議行為を行うことはできない。そして、ダイセイをはじめとするアウト社においては、生コンを適正価格よりも安価で売っているため、生コンの品質確保や労働条件の改善を外部から交渉をしても誠実にとりあわないという現状がある（そもそも品質確保や（2面へ）



そごう・西武百貨店労働組合のストでも行なわれたビラ領布（2023年）



最高裁判所（東京都千代田区）


ダイセイ㈱湖東工場

被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます

令和6年能登半島地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。被害に遭われた方々が一日も早く、少しでも心穏やかに、安心して過ごせる日々が戻ります事を心よりお祈り申し上げます。

『提言』編集長　武　建一

季折々
四波乱の幕開け

新年明けましておめでとう…のご挨拶もはばかられる、波乱の幕開けとなった2024年です。まずもって、能登半島地震で犠牲になられた方々に、哀悼の意を表します。また被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今年は辰年で、本来なら「昇り竜」と言われるように、縁起の良い上り調子の一年を多くの方々が想像していたことと思います。私も1日は午後から家族で初詣に行き、おみくじを引き、優れない結果に一喜一憂することなく落ち着いた一年にしようと思った矢先の午後4時過ぎ、訪問中の滋賀県のコンビニ駐車場で大きな地震を感じました。最初は「風が強い」くらいに思っていましたが、何分にもわたって大きく車が揺れたことで、「これはただ事ではない」と思い、帰ってすぐにテレビを点けると、「津波！逃げて！逃げて！」とのアナウンサーの叫び声に、お正月気分も吹き飛びました。段々と明らかになっていく被害状況に、被災した阪神・淡路大震災を思い起こさざるを得ませんでした。

そして翌1月2日には、羽田空港での航空機衝突事故。ニュースで機内映像が流れるたびに、「旅客機側に犠牲者が出なかったことが奇跡では」と感心すると同時に、スタッフや乗客の助け合いが功を奏したのだと思いました。その他、国内では北九州・旦過（たんが）市場の大規模火災、国外でも台湾の政党党首襲撃やイランの自爆テロの他、至る所で不運では片付け切れない惨禍が続いています。

その様な悪い出来事に触れ、思うことは「助け合う」ことの大切さです。能登半島地震の報道でも、被災された方々は「我先に」では無く、「声を掛け合い」、思いやりをもって行動されている姿に感動すら覚えました。とかく「自己責任論」が横行する社会にあって、今一度、「自助・公助・共助」のあり方を考え直したい今日この頃です。

（A・M・）

【1面から】労働条件の改善ができる経済原理が妥当しない。）。他方で、産業別労働組合である関生支部においては、当該業界全体の労働者の安全衛生環境の確保を含めた労働条件の改善及び生コンの品質確保が労働運動の目的である。本件のような圧力行動にすぎないコンプラ活動は、その目的達成のためになくてはならない1つの重要な手段である。いわゆる1つの遵法闘争なのである。

　このように産業別労働組合の労働運動を法秩序全体の見地から見た場合、それは憲法の保障する労働基本権の保障に裏打ちされたものであり、かつ、中小企業等協同組合法の制度趣旨に沿ったものである。そして、本件における別表記載の行為は、個々に見れば、いずれも違法な行為とは到底いえない。コンプラ活動はもちろんのこと、ビラ頒布行為などはむしろ表現の自由に基づく行為として、それがいかなる目的、動機であろうとも、表現行為として許容されるべきものである（仮に一部事実と異なる内容があったとしても、信用棄損罪・名誉棄損罪としては免責される行為である。）。なお、原判決は、ポンプ車の供給をストップしてほしいと依頼した行為を重視するようであるが、これは不買運動において不買を呼びかけることと何の違いもない行為であり、むしろ表現の自由の範疇に含まれる行為である。なぜなら、ポンプ車の供給をストップしたのはポンプ車供給企業の判断だからである。


コンクリートポンプ車

　このように、諸般の事情を考慮した場合、本件各行為は、それをその動機や目的のもとに見たとしても、それは業界で働く労働者の労働条件改善のための一連の行為にすぎず、かつ、それは、憲法28条で保障された労働基本権及び中小企業等協同組合法の趣旨に沿った目的であり、さらに、その行為態様は穏当なものであり、一連の行為とされるビラ頒布行為や協力要請行為は憲法21条（※）で保障された表現の自由の保障の範疇に含まれるものである。

　したがって、別表記載の行為を一連一体の行為として評価したとしても、法秩序全体の見地からすれば、許容されるべきものであり、違法性が認められることはない。

　にもかかわらず、社会的相当性を否定した原判決は、憲法28条、憲法21条に違反するものであり、かつ、上記最高裁判例及び高裁判例に相反した判断をするものとして、刑訴法405条1号ないし3号の上告理由が認められる。

　よって、原判決は、破棄されなければならない。

4　判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認（その1）

（1）平成29年4月18日以後の組合活動に契約獲得目的がなかったこと

　原判決は、①2017（平成29）年4月18日以後もコンプラ活動やビラの頒布等が継続されていること、②同年6月23日に北川と朝夷が被告人に対してチェリオ2期工事の生コン供給契約を獲得したいとの話をし、被告人がこれに肯定的な態度を示して城野が動いている旨を伝えたことから、被告人らが同年4月18日以後の上記目的を有していたことは明らかであると判示する（原判決15頁）。

　しかし、同年4月18日の労使懇談会において、チェリオ2期工事の供給契約を獲得することについて、関生支部の城野執行委員からの要請があったにもかかわらず、湖東協組の登録販売店である近江アサノが営業活動をしないことを明言し、実際にも近江アサノが営業活動を一切していない。関生支部の城野執行委員と湖東協組はともに、同日以降、チェリオ2期工事の生コン供給契約を獲得することはできないと考えていたものであり、それ以降の組合活動はいずれも契約獲得目的ではなかったことは明白であり、恐喝行為の実行行為にあたるということはできない。


近畿地区生コン関連団体労使懇談会（2017年4月）

　原判決の上記判示には、判決に影響を及ぼすべき著しい事実誤認があり、判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

（2）4月18日以降の組合活動の目的は法令遵守活動である

ア　同年4月18日に契約獲得の可能性がないと決着していたこと

（ア）同年4月18日までの経緯

　2017（平成29）年3月当時、関生支部の行っていたコンプラ活動について湖東協組がチェリオ2期工事の生コン供給契約を獲得することはできないと考えていたものであり、それ以降の組合活動はいずれも契約獲得目的ではなかったことは明白であり、恐喝行為の実行行為にあたるということはできない。

地域アソシエーションの芽(58)

京都大学名誉教授　本山美彦

土をめぐる勢力（4）

種子に関する機密情報の漏洩
―インドの事例

自国の種子の研究に関する機密情報が外部に漏洩した1つの事例を示そう。

世界銀行集団の一翼を担っている「国際農業研究協議グループ」（CGIAE、先述）の傘下に「国際稲研究所」（IRRI）というアジアで最古かつ最大の稲の種子研究所がある。フィリピンのロスバニヨスに本拠を置き、アジアとアフリカの14か国に出先機関を持つ著名な研究所である。この研究所は、1960年に、フォード財団とロックフェラー財団から出資を得て、フィリピン政府によって設立された。このIRRIが開発・育成したイネの品種には、「TR」という記号が付けられている。1966年に育成された「TR8」は、台湾の在来品種を改良した高収量品種である。これは、コムギの新品種と併せて「緑の革命」をもたらす基本的な力となった。この研究所は、1971年にCGIAEが結成されると、その傘下に組み込まれた。

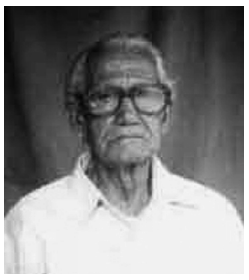


国際稲研究所（フィリピン）

このIRRIが、同じく国際的に著名であったインドのオリッサ州カタックにあった「中央稲研究所」（CRRI）を解体して、CRRIの研究成果をCGIAEに引き渡すことに大きな役割を果たしたのである。

IRRIは、インド政府を口説いて、ライバルであるCRRIを吸収合併した。吸収された側のCRRIには、国際的に著名なコメ研究者で米国籍のラディヤル・リチャリア（Radheylal Richharia、1906～1996年）博士が所長をしていた。リチャリアは、インドで1万9千種ものコメの種子を蒐集していた。インドには20万種類のコメがあると推定されるというのが彼の持論であった。

彼は、IRRIが進めていた「緑の革命」をインドに導入することに頑固に反対していた。しかし、インド政府は、IRRIを通じてCGIAEに参加したかったので、彼をCRRIから追放してしまった（1978年）。


ラディヤル・リチャリア

リチャリアが蒐集していたイネの膨大な数の種子は、「インディラ・ガンジー農業大学」（IGAU）の手に渡されてしまった。

2002年、この大学は、多国籍アグリビジネス企業で、CGIARの有力会員であるシンジェンタに取り込まれてしまった。シンジェンタは、大学に多額の使用料を支払って、大学の遺伝子ストックを基礎とした新しいイネ品種を開発・販売して大儲けをしたのである。

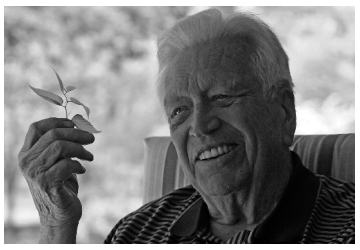
リチャリアが蓄積していた種子研究というインドの知的財産は、最終的に、CGIARの手に渡ったのである。

不耕起栽培論の台頭

種子研究の機密漏洩の問題は、ここで一旦中断して、別の課題に向かう。

「不耕起栽培」（ふこうきさいばい）という農法についてである。これは、農地を耕さないで作物を栽培する方法で、米国とカナダで成功している。

1943年、エドワード・フォークナー（Edward Faulkner、1886～1964年）が、『農夫の愚行』を著した。その中で、フォークナーは断言した。農業において、これまで基本と考えられてきた「耕し」（耕起）は、土壌を破壊するだけで何の益もない。耕さないで、有機物を表土に浅く混ぜ込むだけの方が、肥沃（ひよく）な土壌を維持できるのにと。


ウェス・ジャクソン

また、遺伝学博士で、「ランド研究所」傘下の「土地研究所」（Land Institute）のウェス・ジャクソン（Wes Jackson、1936年～）も、1978年に、多年生植物を用いた「複数の穀物の同時生産」（polyculture）を提唱した。毎年植え替えをする必要のない多年生植物を使用することで、土壌と植物との間の重要な関係を継続させ、土壌浸食を防ぐことができるというのである。

そして、除草剤耐性遺伝子組み換え作物の開発が進んだことによって、不耕起栽培が世界的に増えてきた。

W・ジャクソンは主張した。20世紀前半には、目先の効率ばかりに気を取られて、土地を耕す耕起栽培が広がりすぎたせいで、地球規模で土地の「劣化」が進み、地表の10㎝以内に生息する有用な微生物を包み込んでいた豊かな土壌が、風や雨で失われてしまった。一度失われてしまった表面土壌の再生はきわめて困難であると。

1960年代、北米の耕地のほとんどは旧来の手法で耕起されていたが、2004年に「保全耕起」が全農地の41パーセント、不耕起栽培が23パーセントで実施されるようになった。保全耕起とは、土壌の耕起を最低限に止め、播種後に土壌表面に一定量の作物残渣（ざんさ＝残りかす）を除去しない農地管理方法のことである。

「耕してはならない」という言葉は、日本の人々には奇異に感じられるであろう。

次回はこの点について説明する。


不耕起栽培を採用した農地で大豆が成長する様子

提言文芸

~投稿歓迎~

・ミサイルの　輸出で日本も　死の商人
（憲法窮状）

・未記載が　許されるなら　俺もする
（瀬戸際の花嫁）

武器輸出は、日本製の武器によって他国の人が殺される事を意味します。「憲法9条」で世界から信頼と尊敬を得ていた日本が「死の商人」へと転落しました。「未掲載」ならミスのように聞こえますが、実際は脱税なのでは？そもそも派閥ではなく裏金が問題のはず…

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口二六五一―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
FAX（〇七八）九〇四―二一〇七

関連団体を支援する会
KU

関西生コン関連経営者会

特別寄稿

競争と分断の共進化から連帯と協働の共進化へ
―関西生コンの社会闘争が切り開いた地平④

大阪労働学校・アソシエ　学長　斉藤日出治

論者の斉藤日出治氏は、2016年9月16日、協同会館アソシエで行なわれた、組合総研主催の「第13回職員研修」において、「現在の危機をどう読むか、それにどう反撃するか―関西生コンが切り開いた地平」と題する講演を行なった。その後、この講演を骨子にして文章化し『大阪産業大学経済論集』第18巻第3号（2017年6月）に投稿した。関西生コンの労働運動に対する第三次の大弾圧が始まる前での考察であるが、この労働運動を日本資本主義の戦後の歴史的転換を踏まえて、この転換に対応する社会闘争として位置付け提起した本論の意義は現在もなお有効だと考える。ここに掲載をして読者の議論に供したい。今回は連載第4回目。

1．産業単位の労働組合の創出

関西生コンの労働運動は、1965年全国自動車運輸労働組合の支部を結成し、関西生コン支部としてスタートした。この労働組合はその当初から個別企業を超えた生コン産業における業種単位の労働組合として発足した。それは個人加盟の産業別組合であり、したがって個別企業を超える業種単位の統一司令部をもった（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部発行『関西地区生コン労働運動50年』［2015］284頁）。


2016年に竣工した学働館・関生（大阪市西区）

したがって、生コン産業内部での労働者間の競争を排除し、産業単位で賃金条件・雇用条件を統一する集団交渉をおこなった。組合は資金をプールして福利厚生費を確保し、その費用で労働者の権利を強化するための組合事務所の建設、教育活動、福利厚生活動に取り組んだ。

このような労働組合の組織化は、すでに見たような戦後日本の企業別組合とは正反対のベクトルを提示する。個別企業単位で結ばれた日本の労使間妥協は、経営側が労働者に長期の雇用を保障し、その見返りとして労働者が企業に全面的忠誠を尽くす、という雇用妥協によって成り立つ。そのために、労働者は資本の統制に全面的に服従し、自らの生活の総体を企業に譲り渡す。労働者は企業と一体化して、企業間の競争に身をゆだねる。企業の外との競争だけではない。企業の内部では、人事考課の能力査定によって、労働者はたがいの競争心を募らせ、出世競争に邁進する。労働者は連帯して労働条件の改善に努力するよりも、他の労働者よりも高い評価を得ようとして、たがいに敵対し競合する。日本企業に特徴的な手厚い企業内福利厚生も、労働者の権利を向上させるためのものではなく、企業の一体感を高め、企業への労働者の帰属意識を強めるためのものであった。

関西生コンの事業単位の連帯労働組合は、そのような企業間、労働者間の競争に依拠して労働者の権利を企業に委ねるのではなく、その逆に連帯と協同によって組合に結集する全企業の労働者の権利の向上をめざす。連帯労組は、組合員全員の統一した賃上げ、業種単位で雇用を保証する連帯雇用保障制の確立、ミキサー車の運転などの劣悪な労働条件や長時間運転の改善を図る。

このような業種単位の規模の労働組合が生み出された背景には、生コン業界の特殊な事情があった。生コン業界は弱小の中小企業群によって編成されているため、個別企業の労使間取引では、労働者の労働条件を改善した企業が他企業との競争に不利な立場になる。したがって、業種単位のレベルで労使間交渉をしないと賃金・雇用・労働条件の改善を獲得することは難しい。このような生コン産業の悪条件を関西生コン支部はむしろ業種単位の労働組合を創出するチャンスに変えて、連帯労組を結成したのである。

2．労働組合と経営者の協働による事業別協同組合の建設
―共同受注と共同販売

関西生コン支部は、経営者との集団的な労使関係を労働条件の交渉だけにとどめるのではなく、生コン産業の産業政策にまで発展させる。1975年に労使共通の政策提言を行なうために生コン政策懇談会をたちあげ、1976年には大阪兵庫生コンクリート協同組合を結成して、中小企業経営者と労働者の共同行動を組織する。1994年には、大阪広域生コンクリート協同組合を結成し、生コンの共同販売、事業資金の貸し付け・借り入れ、福利厚生、情報提供などの活動に取り組む。

生コン産業は弱小の中小企業群から編成されているため、セメント産業と建築産業といういずれも大手の独占資本が支配する産業の間に挟まれて、高価格のセメントを買わされ、生コンを低価格で売るよう強いられる。

そのために、生コン労組は中小企業経営者と連携して事業協同組合を組織し、セメント・メーカーからセメントの共同受注とゼネコンへの生コンの共同販売の事業に着手する。事業協同組合が、セメントの共同受注や生コンの共同販売に取り組むことによって、生コン産業の個別企業がたがいに価格競争をすることを回避し、安定した販売価格を確保することによって、労働者の労働条件や賃金の改善を図る。このようにして、生コンの労働運動は、資本の直接生産過程だけでなく、資本の流通過程の価格決定交渉にまで介入するようになる。生コンの労働運動は、このようにして資本の流通過程次元における階級闘争という日本の労働運動史上未経験の地平を切り開いたのである。


協同会館アソシエ

3．事業協同組合の産業政策

労働組合と経営者との集団的労使交渉は、共同受注や共同販売を超えて、さらに産業全体の多様な産業政策の取り組みへと発展する。

1996年滋賀県工業組合は技術試験センターを設立したのを皮切りに奈良県、和歌山県で共同の試験場をつくる。

1998年には、コンクリート構造の安全を考えるシンポジウムを開催する。2004年には、中小企業経営者の組合と労働組合が共同で「中小企業組合総合研究所」を設立して、生コン業界の課題研究、調査、学習の活動に取り組む。研究会を組織して、生コン業界のシンクタンクを組織する。2005年以降マイスター塾を開催して、生コン業界の技能の継承を図る。

さらに、企業と社会の共生をめざし社会に貢献する事業への取り組みを推進するために、2006年には大阪市と「災害発生時に水利確保に係わる防災活動協力に関する協定書」を取り交わす。また、産学連携研究発表会を開催して、産学官と連携し、研究者や技術者と協力して、社会のニーズに応える研究開発に取り組む。

2009年には、協同会館アソシエを建設し、そこに、グリーンコンクリート研究センターを設置して、自然環境と調和するコンクリート技術の開発に取り組む。この技術研究の成果が、ポーラス・コンクリートの開発であった。ポーラス・コンクリートは、アスファルトとは違って吸水性があるので、排水路の負担を軽減し、歩行者にも優しく、カラー舗装によって町の景観にも貢献する。地域の緑化運動の一翼も担う。このように、都市の空間編成や緑化にも役立つ技術の開発が目指される。


小学生のコンクリート教室（2011年）

教育事業に関しては、小学生のコンクリート教室、小学生物作り勉強会を組織する。

このような技術開発、教育活動の蓄積を踏まえて、関西生コンの社会運動は、2016年、大阪市西区川口に学働館・関生ビルを建設し、大阪労働学校・アソシエを設立した。労働学校の設立は、技能教育や労働運動の知識を身につけるだけでなく、労働運動が新しい文明と社会を創造するという歴史的使命をもつものであり、その使命を自覚的に担うための素養を備えた人格形成を課題としている。労働学校は、すでに述べた日本の市民社会における表象の（5面へ）



大阪労働学校・アソシエ（2016年）

（4面から）変革と創造の活動にも参画する。労働学校の教育は、自由・平等・人権・平和の理念を日本の国家犯罪の歴史的責任にまで掘り下げて内実化する主体を育てる教育に取り組むことによって、日本の市民社会の再創造にも寄与する。企業経営者と労働者が協同組合運動の一環としてそのような人材の育成を課題とした教育に取り組むという希有なこころみが進行しているのである（関西生コンの事業協同組合運動については、中小企業組合総合研究所発行『関西生コン産業60年の歩み1953－2013年』2013年、を参照されたい）。

4．社会的連帯経済の創出運動への参画

関西生コンの社会運動は、以上のような労働組合と労働運動のありかた、中小企業経営者と労働組合の集団的交渉、事業協同組合によるさまざまな産業政策（共同受注、共同販売、技術開発、教育、技能形成、社会貢献活動など）、労働学校の創設などを通じて、市場の価格変動による需給調整の経済に代わって、当事者の協議と協働にもとづく社会連帯経済に向けた展望を切り開いた。関西生コンの労働組合と協同組合は2014年11月に開催された「グローバル社会的経済協議会設立総会」に参加し、みずからが切り開いた連帯経済の活動の成果を報告した。

新自由主義的資本主義の経済は、ひとびとの生活に必要な財やサービスをすべて市場で調達し、教育、医療、福祉、文化、コミュニケーションといったひとびとの社会的諸関係にかかわるすべての活動を市場取引の関係に還元しようとする。そしてそのために、ひとびとの多様な共同的関係を解体し、ひとびとを私的な諸個人に分断して、市場取引の関係に流し込む。

関西生コンの運動は、みずからの社会闘争を連帯経済の構築として位置づけ、国際会議に参加し、グローバル市民社会における連帯と相互扶助の理念を掲げる運動の一翼を自覚的に担おうとする。

関西生コンの労働運動は、本論でも指摘した日本の新自由主義的共進化の運動の深層に横たわる日本の国家犯罪の否認にたいしても、鹿島建設の花岡蜂起（※）のような中国人強制連行の実態の究明に積極的に関わり、日本の国家犯罪の歴史的責任と向き合う運動を展開する。

この運動は、社会主義の20世紀的なありかたを刷新し、グローバル市民社会のコンテクストにおいて社会主義を再定義する道を切り開く。社会主義の伝統的な戦略は、国家の権力奪取、生産手段の国有化、さらには経済の計画的管理といった単一の目標を設定し集権主義的な解決をめざすものであったが、このような戦略が歴史的に挫折した原因について、D・ハーヴェイ［2010］はつぎのように指摘する。このような社会主義戦略に欠けていたのは、社会主義を創造していく社会のさまざまな活動領域の共進化のダイナミズムであった。

「共産主義的ないし社会主義的オルタナティブをつくり出すこれまでの試みは、異なった活動領域間の弁証法を運動させつづけることに致命的に失敗した」（284頁）。

さらにハーヴェイは言う。これに対して、資本主義が生き残ってきたのは、ほかならぬこの共進化の弁証法的運動を生み出し続けてきたためである、と。本論で最初に論じてきたように、日本の新自由主義は経済政策、軍事化政策、市民社会における歴史認識、歴史教育、社会運動といった領域において、たがいに矛盾するかのような活動を通して共進化の運動を創造してきた。それが環境の破壊や金融危機や災害といった社会の破局的危機を引き起こしながらも、その危機を共進化の運動の契機として包摂（ほうせつ）しつつ生き延びてきた。

資本主義のオルタナティブを求める運動は、この新自由主義の共進化に対抗しうる新たな共進化の運動を創出しなければならない。ハーヴェイはこの共進化の運動を「共-革命理論の構築」（同、邦訳283頁）と呼ぶ。求めの契機のダイナミズムをみるだけでなく、「他のすべての契機との諸関係がどのように適応しそれを反映するのかを見ながら注意深く修正」（邦訳285頁）することにある。

これらの諸契機のなかでも、とりわけ重要な契機が「世界を理解する新しい精神的諸観念」（邦訳294頁）である。精神的諸観念は、生産組織、社会諸関係、技術、自然との関係といったあらゆる契機を組織する際の知的・道徳的指針を提供するからである。新自由主義の共進化においては、市場競争や私的所有における個人的自由を最高の理念とする精神的観念が社会形成のあらゆる契機を組織する指針となる。この精神的観念は、能力主義の神話、優生思想の神話と容易に共鳴し、ひとびとを孤立させ分断する。

ひとびとが市場競争や私的所有の自由に代わって、連帯と協働にもとづく自由の観念を共有するとき、社会の活動の諸契機を組織するベクトルは大きく舵を切ることになる。大阪労働学校アソシエはそのような精神的諸観念をはぐくむ重要な教育機関である。わたしたちに求められている市民社会の共進化とは、社会の多様な活動領域を連帯と協働にもとづく社会の発展径路へと誘導する実践的・政治的介入の道筋にほかならない。

関西生コンの運動は、個別企業の労使間交渉という狭義の労働運動の枠を超えて、経営者との集団交渉による産業政策への介入、労働者の技能形成、技術開発、労働者の精神的諸観念の創造、都市や地域の組織化、といった社会の多面的な領域で、連帯と協働の関係を創造するという共進化の運動を創造してきた。そしてこのような運動が、労働運動を超えるさまざまな活動に取り組むひとびととの出会いを促した。沖縄の反基地闘争、フェミニズムの運動、部落解放運動、NGO／NPOの運動、公害問題に取り組む市民運動、反原発の運動、関西生コンの運動はこれらの社会運動との共進化を果たすことによって、新自由主義に代わる市民社会の対抗的な共進化を創造している。

ハーヴェイは伝統的左翼の運動が政党と工場内の労働組織を中心に担われていたのに対して、共進化の革命闘争は「市民社会の全スペクトラムを横断する社会行動のダイナミズム」（同、邦訳312-318頁）へと移動する、という。

この市民社会の共進化の運動がその帰結として国家の転換と、その国家の下での社会的・経済的な制度改革を推進するエネルギーとなる。【終】

※花岡蜂起：日中戦争の長期化と太平洋戦争の開始にともない深刻化した日本国内の労働力不足を補うために、中国から秋田県北秋田郡花岡町（現・大館市）へ強制連行され、鹿島組（現鹿島建設）の花岡出張所に収容されていた中国人労働者が、過酷な労働や虐待による死者の続出に耐えかね、1945年6月30日に一斉蜂起した。警察や憲兵隊により鎮圧され、事件後の拷問も含め、1945年末までに400人以上の中国人労働者が犠牲となった。

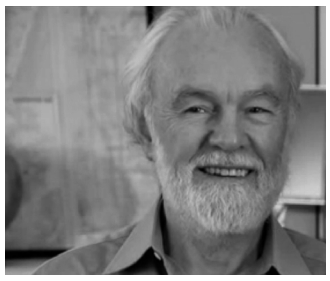
むすび

関西生コンの社会運動は、社会活動のさまざまな領域に市場の需給関係による調整様式を導入しようとする新自由主義的なベクトルに対抗しつつ、市場の外で連帯と協同の理念にもとづく集団的な協議によって調整する仕組みに置き換える営みを続けてきた。

人間と自然とのかかわり、資本の生産・流通・分配・消費の過程における交渉取引、技術のありかた、都市空間のありかた、これらのさまざまな人間の活動領域を市場の需給関係によって調整しようとする新自由主義の共進化の運動に抗して、連帯と協同の共進化の運動を創出してきた。



韓国・ソウルで開催されたグローバル社会的経済協議会（GSEF）設立総会


デヴィッド・ハーヴェイ


組合総研設立を伝える『提言』第6号（2004年）
経営者と労働者が協働
組合総研を設立
中小企業、組合のあり方を探る
「マイスター塾」来年4月開講へ
シンポ、フォーラムも随時開催
ナニワ生コン株式会社
代表取締役　藤中正天
TEL(072)943-0963 FAX(072)941-2019
TRS 司コンクリート株式会社
総合商社　株式会社 神龍


描かれた花岡蜂起

時代が求めている共生協働
近労協 第1回通常総会 開催

自らが出資し、運営し、働く事を基本理念とする近畿労働者協同組合（近労協・武建一理事長）が1月26日、協同会館アソシエ（大阪市東淀川区）で第1回通常総会を開催した。

総会では、武理事長を議長に選出した後、はじめに「初年度事業報告」「初年度収支決算報告」「監査報告」が事務局から報告されたのに続き、「今年度事業計画（案）」「今年度収支予算（案）」などが上程され、いずれも慎重審議の上、拍手をもって全会一致で承認された。なかでも今年度の事業計画として、「労働者協同組合法の研修会開催」「他の労働者協同組合との交流」「安全衛生管理講習」などの教育および情報に関する事業を具体化していく事、さらにそのための各種パンフレットの作成に注力していく事などが確認された。

◆

「近畿労働者協同組合」は、2022年10月1日に施行された「労働者協同組合法」に基づいて設立された法人である。人たるに値する生活と調和する就労機会を求めて出資をして組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業が行なわれ、組合員自らが事業に従事する事を基本原理とする協同組合として、多様な就労機会の創出と地域における多様な需要に応じた事業を促進する事で、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事を設立・存立の目的として、2022年10月16日に設立され、同年11月1日に法人登記を行なった。大阪法務局担当者の話では大阪管区内での登記第一号との事である。



新たな花を咲かせるために
近畿労働者協同組合理事長　武建一



今の人間の先祖の時代には国境もありませんし、資本主義のように特定の者が独占する事もありませんでした。すべて公平、平等な社会が長く続いていました。これは「原始共同体社会」と言われており、人類の歴史の中で最も長いのがこの原始共同体社会です。階級対立が発生するのは農耕民族が誕生した時からと言われています。その後、奴隷制社会、封建制度と続き、そしてやっと資本主義になります。だから資本主義というのはわずかな歴史しかありません。

資本主義の特徴は弱肉強食です。そして徹底的な競争によって得られた価値は、特定のところに集中・集積されるという仕組みです。労働者の労働力も商品として扱われるというのが資本主義です。そういう資本主義の中で、我々は生きているわけです。

今、いろいろなジャーナリストや学者は「資本主義はもう限界に達している」と言います。それはなぜか。このグローバル化した社会の中では、人も金も物も国境を越えて動いています。これが政府よりも多国籍企業の方が力を持つような時代になっており、そういう時代の中において、取引が世界的、宇宙的な規模で行なわれています。その結果が気候変動や生態系の変化であり、それらは資本主義が金儲けのために自然を破壊してしまったためです。こういう社会はもう限界に来ています。

この資本主義とは違う制度をみんな求めています。それは「共生協働型」の社会です。即ち、我々が目指そうとしているこの労働者協同組合、これが国の規模で、そして自治体の単位で、あるいは業種・職種別単位での活動が拡がる事が、自由・平等・公平な経済構造、社会構造に繋がるという事が今、提起されているのです。ですから我々は今の時代に相応しい事業を興したという事になるわけです。

今はまだまだ目に見える結果は出ていませんが、芽は出てきているというのが現状です。受動的に待っているだけではだめで、積極的に動かなくてはいけません。それには、政策を出す必要があります。関西の生コン労働者の歴史を要約して、総括して、その上に立って、この業界をまともにするにはどうすればいいのかという事を提起する事です。業界の経営者と労働者の基礎教育を強化して、「練り屋」と言われるところから「生コン産業」であると認められるような方向の取り組みをしていく事が大切な事です。

去年はずいぶん苦労しましたが、その苦労は決して無駄ではありません。その苦労はこれからの新たな動きを作り上げていくための肥やしになっています。種を撒いて、それを咲かせるために、今年はいよいよ正念場を迎えているという事です。

頑張れ尾上部屋
新入門の伊波が圧勝デビュー

大相撲1月場所（東京・両国国技館）に、横綱・照ノ富士（伊勢ヶ濱部屋）が4場所ぶりに出場。13勝2敗で並んだ関脇・琴ノ若（佐渡ヶ嶽部屋）との優勝決定戦を制して、去年の夏場所以来となる4場所ぶり9回目の優勝を果たし、横綱としての意地をみせた。

大関取りを目指していた琴ノ若は、決定戦では敗れたが、昇進の目安とされる直近3場所の合計が「33勝」に到達し、大関昇進を確実なものとした。



尾上親方の化粧廻しを借りて新序出世披露に臨む伊波（前列右端）

圧勝デビューの伊波「これからスタート」

1月16日、今場所の新弟子検査に合格した10人による前相撲が始まり、日本大学出身の伊波興輝（いなみこうき）が、加藤（二所ノ関部屋）を一方的に突き倒して、初土俵を圧勝で飾った。伊波は初土俵後、3戦全勝で序ノ口への昇進を決めた。

1月89センチ、145キロと恵まれた体格の伊波は、鹿児島県奄美市出身の23歳。鹿児島商業高で相撲を始め、日大3年時には、全国学生相撲選手権の無差別級で3位に入った実力者。大学卒業後すぐに角界入りはせず、鹿児島県スポーツ協会に就職。地元開催の鹿児島国体（2023年）に出場後、日大相撲部同期の春山と城間がいる尾上部屋に入門した。

実績十分で踏んだ初土俵に伊波は「やっとこれからスタートなんだな」とかみしめた。

新序出世披露は師匠の化粧廻しで

1月21日、今場所前相撲を取った新弟子10人の新序出世披露が行なわれ、伊波は、師匠の尾上親方（元小結・濱ノ嶋）が現役時代に使用していた日大の化粧廻しを締めて新序出世披露に臨んだ。尾上親方の化粧廻しは、30年以上前に作られたもので、歴史の重みを感じ「気が引き締まる」と話した。

◆

尾上部屋関西後援会では今月末に春場所前の激励会を開催予定。会の開催により尾上部屋力士の活躍への期待と、関係している各分野での運動を盛り上げる機運も高まっている。

【一口メモ】前相撲に3番勝てば勝ち抜けとなり、次の場所からは序の口力士として番付に載る。晴れて力士となり、番付に名前が載ることを「出世」と言う。出世が決まった新弟子は「新序出世披露」を行ない、力士としての顔見せを行なう。この初めての晴れ舞台では、親方や兄弟子たちに化粧廻しを借りて土俵上で紹介される。

一月場所　尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し

番付	四股名	成績
【幕下】		
西7枚目	北天海	3勝4敗
西41枚目	春山	☆6勝1敗
【三段目】		
西10枚目	大海	1勝6敗
東15枚目	穂嵩	☆6勝1敗
西21枚目	城間	☆6勝1敗
東49枚目	高馬山	☆4勝3敗
東57枚目	坂林	2勝5敗
東85枚目	照寶	☆4勝3敗
【序二段】		
西13枚目	玄武丸	3勝4敗
西35枚目	九鬼王	☆4勝3敗
東41枚目	富士の輝	2勝5敗
東64枚目	高倉山	☆4勝3敗
【番付外】		
	伊波	☆3勝0敗

※三月場所（春場所）の番付は2月26日に発表